

ひとり親家庭の皆さんへ 資格の取得や就労をサポートする、支給制度があります

①ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

- 資格を取得して、就きたい仕事がある。
- 資格の取得に向けて、6か月以上専門学校等で勉強する必要がある。
でも、お金が心配…。
そのような場合にご検討ください！
(詳細は2～3頁へ)

②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付費支給事業

- 高等学校を卒業しておらず、希望の仕事を見つけることが難しい。
- 「高等学校卒業程度認定」の受験に向けて、予備校等の利用を検討している。
でも、お金が心配…。
そのような場合にご検討ください！
(詳細は4～5頁へ)

①ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで6か月以上修学する場合に、修学期間中(上限4年)、給付金を支給する事業です。

※支給要件等は3頁目を参照ください。



養成機関で修学(通信制可)



卒業, 資格の取得



資格を生かせる仕事に就職!

修学期間中
(上限4年)

卒業後

給付①: 高等職業訓練促進給付金※(毎月支給)

| | | |
|--------------|--------------------------------|------------------------------|
| 市町村 非課税世帯 | <最終学年以外> 100,000 円/月 | <最終学年> 140,000 円/月 |
| | <最終学年以外> 70,500 円/月 | <最終学年> 110,500 円/月 |
| 市町村 課税世帯 | | |

給付②: 高等職業訓練修了支援給付金 (卒業後に一度限り支給)

| | |
|--------------|-----------------|
| 市町村 非課税世帯 | 50,000 円 |
| 市町村 課税世帯 | 25,000 円 |

※修業期間が1年未満の場合は、最終学年とみなされます。

対象となる方

市内にお住まいの、子(20歳未満)を養育するひとり親家庭の母又は父で、養成機関における入学から卒業までの間、次の全ての要件を満たす方。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、その支給要件と同様の所得水準にある方 ※児童扶養手当の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き利用対象となる場合があります。
- (2) 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ※通信制による修業も支給の対象となります。
- (3) 就業または育児と修業の両立が困難であると認める方
- (4) 過去に高等職業訓練促進給付金等(旧称:高等技能訓練促進費等)を受けたことがない方
- (5) 現在、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない方。

対象となる資格

- 看護師(准看護師を含む) ●保育士 ●介護福祉士 ●作業療法士 ●理学療法士 ●歯科衛生士 ●美容師 ●社会福祉士 ●製菓衛生士 ●調理師
- シスコシステムズ認定資格 ●LPI認定資格 ●その他の資格についてはご相談ください。

支給金額

| | 市町村民税非課税世帯の場合※2 | | 市町村民税課税世帯の場合 | |
|---------------|-----------------|------------|--------------|-------------|
| | 最終学年以外 | 月額100,000円 | 最終学年以外 | 月額 70,500円 |
| 高等職業訓練促進給付金※1 | 最終学年 | 月額140,000円 | 最終学年 | 月額 110,500円 |
| 高等職業訓練修了支援給付金 | 50,000円 | | 25,000円 | |

※1 修業期間が1年未満の場合は、最終学年とみなされます。

※2 市町村民税非課税世帯は、同居の家族全員に市町村民税が課税されていない場合に限りです。

支給期間

- 高等職業訓練促進給付金 : 修学期間中、毎月支給(上限4年)
- 高等職業訓練修了支援給付金 : 養成機関卒業後に一度限り支給

受給要件等を確認するため、養成機関への入学前に必ず事前相談が必要となります。

②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付費支給事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の母、父又は子(20歳未満)が自立や生活の安定を図る目的でより良い条件での就業や転職をするため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す際に、対策講座の受講費用等その学び直しに要する費用の一部を支給する事業です。支給は、受講開始時、受講修了時、試験合格時の計3回です。

※支給要件等は5頁目を参照ください。

高等学校卒業程度認定試験とは・・・

高校を卒業していない方に対し、高校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験です。合格者には日本国内の大学・短大・専門学校の受験資格が与えられると共に、就職、資格試験等に活用することができます。

予備校



資格の取得をサポートする事業があります。
(詳細は2頁へ)

資格を生かせる
就職へ！！

合格後、資格の取得
を目指す方はこちら

高卒認定試験合格講座
受講(通信教育可)

高卒認定試験受験

高卒認定試験合格

より良い条件での就業や
転職へ！！

1回目: 受講開始時

2回目: 受講修了時

3回目: 試験合格時

最大、受講費用の6割を支給(上限があります。5頁目を参照ください。)

受講費用の
4割を支給



受講費用の
1割を支給



受講費用の
1割を支給

対象となる方

市内にお住まいのひとり親家庭の母、父又は子(20歳未満)であり、次の要件全てを満たす方

- (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- (2) 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- (3) 過去に受講開始時給付金を受けていない方

対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)とし、市長が適当と認めたもの。

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

支給金額

講座の開始時には受講開始時給付金、受講修了時には受講終了時給付金、受講の修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合は、合格時給付金を支給。

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金 : 受講料の4割に相当する額(上限10万円)
- ② 受講修了時給付金 : 受講料の1割に相当する額(①と合わせて上限12万5千円)
- ③ 合格時給付金 : 受講料の1割に相当する額(①②と合わせて上限15万円)

(2) 通学または通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金 : 受講料の4割に相当する額(上限20万円)
- ② 受講修了時給付金 : 受講料の1割に相当する額(①と合わせて上限25万円)
- ③ 合格時給付金 : 受講料の1割に相当する額(①②と合わせて上限30万円)

受給要件等を確認するため、養成機関への入学前に必ず事前相談が必要となります。

その他ひとり親に関する支援やご不明な点等がございましたら、
気軽に下記までご相談ください。



お問い合わせ先

ひたちなか市 福祉事務所 子ども政策課(第三分庁舎1階)
TEL:029-273-0111(内線7223・7224)